

議案第 4 4 号

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 1 8 年杉並区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
第 1 条中「第 3 条第 2 項及び」を「第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに」に改め、
「第 7 条第 1 項」の次に「並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項」を、「知識経験」の次に「又は優れた識見」を、「定めた採用」の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第 2 条中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第 3 条中「前条」を「前条各項」に、「当該職員」を「当該任期付職員」に改める。

第 4 条中「第 2 条の」を「第 2 条各項の」に、「任期付職員」を「同条第 2 項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第 7 条とし、第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（給与に関する特例）

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第 1 の特定任期付職員給料表を適用する。

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の特定任期付職員給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の特定任期付職員給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。
- 4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）

第5条 特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年杉並区条例第1号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第24条の2第1項及び第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第27条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第29条第2項ただし書中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与条例第30条第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあつては100分の92.5」と、給与条例第31条第1項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあ

るのは「特定任期付職員」とする。

(給与条例の規定の適用除外)

第6条 給与条例第5条、第6条、第9条から第13条まで及び第15条の規定は、
特定任期付職員には適用しない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第4条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	円 392,000
2	433,000
3	483,000
4	544,000
5	614,000
6	697,000
7	789,000

別表第2 (第4条関係)

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して 従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して 従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して 従事する特に困難な職務

4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項の規定による職員の採用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

特定任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定める必要がある。

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例新旧
対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<u>杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）<u>第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 （任期を定めた採用） 第2条 <u>任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u> <u>2 任命権者は、前項の規定によるほ</u>	<u>杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）<u>第3条第2項及び</u><u>第7条第1項</u>の<u>規定に基づき、専門的な知識経験</u><u>を有する者の任期を定めた採用</u><u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （任期を定めた採用） 第2条 <u>任命権者は</u>

か、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1)～(4) 略

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の特定任期付職員給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支

___、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1)～(4) 略

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条___の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該職員___の同意を得なければならない。

給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の特定任期付職員給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができ
る。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）

第5条 特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、給与

条例第4条中「この条例」とあるのは
「この条例及び杉並区の一般職の任期
付職員の採用及び給与の特例に関する
条例（平成18年杉並区条例第1号。
以下「任期付職員採用条例」とい
う。）第4条の規定」と、給与条例第
24条の2第1項及び第2項中「第1
0条第1項の規定に基づき指定する職
員」とあるのは「特定任期付職員」
と、給与条例第27条中「この条例に
定める」とあるのは「この条例及び任
期付職員採用条例第4条に規定する」
と、給与条例第29条第2項ただし書
中「第10条第1項の規定に基づき指
定する職員の期末手当の額は、職員の
給与月額に100分の107.5」と
あるのは「特定任期付職員の期末手当
の額は、職員の給与月額に100分の
100」と、給与条例第30条第2項
中「第10条第1項の規定に基づき指
定する職員にあつては100分の13
5」とあるのは「特定任期付職員にあ
つては100分の92.5」と、給与
条例第31条第1項中「第10条第1
項の規定に基づき指定する職員」とあ
るのは「特定任期付職員」とする。

（給与条例の規定の適用除外）

第6条 給与条例第5条、第6条、第9
条から第13条まで及び第15条の規

定は、特定任期付職員には適用しない。

(委任)

第7条 第2条各項の規定により任期を
定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則（学校教育職員（杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）第2条で定める者をいう。）にあっては、特別区人事委員会の承認を得て定める杉並区教育委員会規則）で定める。

(委任)

第4条 第2条の 規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則（学校教育職員（杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）第2条で定める者をいう。）にあっては、特別区人事委員会の承認を得て定める杉並区教育委員会規則）で定める。